

令和 7 年第 9 回

君津市農業委員会議事録

令和 7 年 9 月 3 日（水）

令和7年第9回君津市農業委員会議事録

日 時 令和7年9月3日（水）午後2時から午後2時33分

場 所 君津市役所6階 災害対策室

招集者 君津市農業委員会会長 鮎 川 正 幸

議 事 日程第1 会期の決定

日程第2 議事録署名委員の指名

日程第3 議案第 1号から議案第 8号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第4 議案第 9号 農地法第5条の規定による事業計画変更申請について

日程第5 議案第10号 農地利用最適化推進委員の委嘱について

日程第6 議案第11号 地域農業経営基盤強化促進計画の変更に対する意見について

日程第7 報告第 1号から報告第 4号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第 5号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

報告第 6号から報告第13号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

出席委員（10名）

1番	内 海 孝 夫	2番	鮎 川 正 幸
3番	水 野 徳 子	5番	笹 本 幸 恵
9番	小 泉 春 水	10番	齊 藤 昇
11番	重 田 忠 男	12番	長谷川 貢
13番	鈴 木 隆	14番	石 井 和 美

欠席委員（2名）

4番	小笠原 武 男	6番	宇 野 真 弘
----	---------	----	---------

出席した職員

事務局長
事務局次長
主査
副主査

安田 禎則
永 寛 一 環
占 部 和 裕
古 市 和 也

◎開 会

(午後2時00分)

議長 開会いたします。

ただいまの出席委員は10名でございます。よって、定足数に達しておりますので、令和7年第9回君津市農業委員会の総会を開会し、会議を開きます。

なお、4番、小笠原武男委員、6番、宇野真弘委員から欠席届が提出されておりますので、御報告いたします。

◎会期の決定

議長 日程第1、会期の決定を議題といたします。

会期は、本日1日とすることに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議ないものと認め、会期は本日1日と決定いたします。

◎議事録署名委員の指名

議長 日程第2、議事録署名委員について。

君津市農業委員会会議規則第16条第2項の規定により、私から指名いたします。

9番、小泉春水委員、10番、齊藤昇委員の2名をお願いいたします。

◎議案第1号ないし議案第8号

議長 日程第3、議案第1号ないし第8号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第1号について説明いたします。

根本地先の田1筆、面積2,601平方メートルを無償譲渡により所有権移転するものです。

申請理由ですが、申請地は譲渡人と譲受人との2分の1共有地となっておりますが、譲渡人の持分を、現在申請地を耕作している譲受人に譲渡しようとするものです。

許可基準として、譲受人は現在2万平方メートル余の農地を所有しております。議案書には貸付とありますが、これは、御自身が代表となっている法人に貸し付け、経営を行っている関係で、実際に譲受人が耕作を行っておりますので、問題はございません。

農機具は、大型農機具を含め多数所有しております。

農作業従事日数は、2名で400日と申告しており、資格等については問題ないと思われ
ます。

続きまして、議案第2号について説明いたします。

東栗倉地先の畑2筆、合計面積102.09平方メートルを売買により所有権移転をするもので
す。

申請理由として、譲渡人は譲受人の要望に応え譲渡するもの。

譲受人は、自宅の隣接農地を取得して自家野菜を栽培したいとするものです。

許可基準として、譲受人は、現在所有農地はありませんが、申請地は、ここ10年来譲渡人
の許可を得て家庭菜園としての耕作を行っております。

農機具は、機械類の所有はありませんが、くわ、鎌等で耕作を続けていくとしております。

農作業従事日数は、御夫婦2名で120日と申告しており、取得面積から見て、資格等につ
いては問題ないと思われま

続きまして、議案第3号について説明いたします。

怒田沢地先の田1筆、面積768平方メートルを無償譲渡により所有権移転をするものです。

申請理由として、譲渡人は譲受人の要望に応え譲渡するもの。

譲受人は、隣接農地を取得し一体化利用できること、併せて耕作面積の拡大を図りたいと
しております。

許可基準として、譲受人は1万2,000平方メートル余の農地を経営しており、農機具は、
トラクター、コンバイン、田植機等を所有しております。

農作業従事日数は、3名で延べ530日と申告しており、資格等については問題ないと思わ
れます。

続きまして、議案第4号について説明いたします。

賀恵渕地先の田1筆、面積294平方メートルを売買により所有権移転をするものです。

申請理由として、譲渡人は、身体的事由により離農したいため、譲受人は、経営規模の拡
大を図るとしています。

許可基準として、譲受人は9,000平方メートル余の農地を経営しており、農機具は、トラ
クター、コンバイン、田植機等を所有しております。

農作業従事日数は、お一人で250日と申告しており、資格等については問題ないと思われ
ます。

続きまして、議案第5号について説明します。

俵田地先の田2筆、合計面積2,351平方メートルを売買により所有権移転をするものです。

申請理由として、譲渡人は、兼業のため経営規模を縮小したい、譲受人は、譲渡人からの依頼を受け取得し、経営規模の拡大を図るものとしております。

許可基準としまして、譲受人は所有農地、借入地を含め7万3,000平方メートルを超える経営規模があります。

農機具は、トラクター、耕運機、コンバイン等を所有しています。

農作業従事日数は、3名で延べ800日と申告しており、資格等については問題ないと思われます。

続きまして、議案第6号から第8号につきましては、譲受人が同一で一団の農地となっておりますので、一括で説明します。

大戸見地先の田4筆、畑1筆、合計面積3,280平方メートルを売買により所有権移転するものです。

申請理由として、譲渡人は、いずれも高齢のため離農したい、譲受人は、経営規模の拡大を図るものとしております。

許可基準として、譲受人は、所有農地、借入れを含め2万1,000平方メートルを超える経営規模があります。

農機具は、トラクター、田植機、コンバイン等を所有しています。

農作業従事日数は、お一人で280日と申告しており、資格等については問題ないと思われます。

以上でございます。

議長 事務局の説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果の報告を行います。

議案第1号について、5番、笹本委員からお願いします。

笹本委員 5番、笹本です。

第1号議案について御報告します。

詳細につきましては、ただいま事務局からの説明のあったとおりです。

場所ですが、別冊1ページを御覧ください。

左端、真ん中辺りから右下方面にある道路は県道92号線です。地図の中心辺りにガソリンスタンドがあります。そこから右に150メートルくらい行ったところを左折し、600メートル

くらい行ったところの右側に申請場所があります。

8月25日9時頃に譲渡人とお会いし、現地の確認と聞き取り調査をいたしました。

現地は、稲刈りが終わったばかりの管理のきちんとされている状態でした。申請地は共有地になっていて、これまでずっと譲受人が耕作してきました。譲渡人は、今のところ農業をやる意思がないということでしたので、問題はないと思われます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

議長 続きまして、議案第2号について、9番、小泉委員からお願いします。

小泉委員 9番、小泉です。

議案第2号について説明します。

詳細は事務局説明のとおりです。

場所は、別冊1の2ページです。こちらを御覧ください。

国道465号線西栗倉の交差点から清和大橋を渡って60メートルほど先を右折、50メートルほど進みますと、右側の畑ということで、譲受人の畑の裏という感じです。

8月29日に現地を確認し、譲受人より聞き取りを行いました。

これまで10年ほどこの畑を借りて野菜を栽培していたのですが、仕事をリタイアするということで、この契機に農地を譲り受けるということで、何ら問題はないものと思われます。よろしく御審議ください。

議長 続きまして、議案第3号について、9番、小泉委員からお願いします。

小泉委員 議案第3号について説明します。

詳細は事務局説明のとおりです。

場所は、別冊1の3ページを御覧ください。

地図上、右上の三島神社から怒田沢地区方面に1キロほど進んだ左側の農地になります。

8月26日に譲受人より聞き取り等を行いました。

譲受人は近隣農地を耕作しており、先月承認いただいた農地と合わせて一体化し稲作をと考えているということです。

何ら問題になる要素はないと思われますので、よろしく御審議ください。

議長 続きまして、議案第4号について、10番、齊藤委員からお願いします。

齊藤委員 10番、齊藤です。

第4号議案について説明いたします。

詳細については事務局方より説明がありました。そのとおりでございます。

申請場所ですけれども、小櫃地区410号バイパス俵田交差点があります。俵田交差点より高倉街道、木更津に通じる道路なのですけれども、その途中小櫃橋があります。

別冊の4ページです。御覧ください。

小櫃橋の20メートル手前を右のほうに入って行って、そこに現地があります。

8月25日午前中に譲受人の方と現地で会い、説明を聞きました。

水田に地目はなっていますが、もう畑に近い状態でした。それが草刈り機等で管理をしている状況で、譲受人の宅地の隣の地続きの土地ということで、何年も前から借りて耕作をしていたということで、今回、譲受人のほうの事情により所有権移転となったようです。

確認していったところ、何ら問題ないと思います。御審議のほどよろしく願いいたします。

議長 続きまして、議案第5号について、11番、重田委員からお願いします。

重田委員 11番の重田です。

議案第5号について説明します。

詳細は、ただいま事務局より説明があったとおりです。

現地説明は、別冊の5ページを開いていただきたいと思います。

新410号線久留里方面から馬來田方面に向かい、俵田の信号の先、1本目の農道を左に入り、右側の田んぼでした。もう1筆は、信号の先、2本目の農道を左に曲がり200メートル先、右側の田んぼでした。

いずれも田んぼとして耕作しておりました。

現地確認は、8月29日に代理人と現地確認、申請内容について確認いたしました。

譲渡人は、体の不調により離農したいためという理由もございます。また、譲受人は、農業経営を拡大したいためということです。

譲受人は、許可基準として農機具はトラクター、耕運機、田植機、コンバインを所有しており、所有権移転に特に問題ないと思いますので、御審議のほどよろしく願いします。

議長 続きまして、議案第6号ないし議案第8号について、13番、鈴木委員からお願いします。

鈴木委員 13番、鈴木でございます。

議案番号第6番から第8番につきましては、譲受人が同一でありますので、一括して御説明します。

申請内容の詳細につきましては、事務局説明のとおりでございます。

申請地は、別冊 6 ページをお開きください。

申請地ですが、市道広岡大戸見線の大盛橋の手前を右折して200メートルほどのところがあります。

8月25日午後、譲受人と現地の確認、聞き取り調査を行いました。

現地は連続した農地で、3件とも休耕地となっておりますが、草刈り等をしてあり、よく管理されている状況でありました。

譲渡人の3名の方は、いずれも高齢になり農地の管理が大変になってきたので、離農したため、譲り渡すことにしたそうです。

譲受人は、自宅の目の前の農地であるこの土地を取得し、農業経営の規模を拡大したいとのことでした。

取得後の利用計画につきましては、直売所向けの根菜類、葉物野菜等を栽培することと、ヤギを飼育しているので、一部をヤギの放牧地として活用するとのことでした。

特に問題はないと思いますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

議長 ただいま議案第1号ないし議案第8号について、事務局説明並びに現地調査報告が終わりました。

質問、意見等がありましたら、挙手をお願いします。

(発言する者なし)

議長 質問、意見がありませんので、採決いたします。

議案第1号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第2号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第3号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第４号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第５号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第６号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第７号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第８号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

◎議案第９号

議長 長 日程第４、議案第９号 農地法第５条の規定による事業計画変更申請についてを議題といたします。

初めに、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第９号について説明いたします。

議案書の３ページを御覧ください。

小櫃台地先の畑１筆、面積７７３平方メートルを砂利採取事業に伴う一時転用許可後の計画変更です。

砂利採取用地の搬出路及び資材置場として、令和７年１０月３１日まで許可を得ていまし

たが、令和８年１０月３１日までの計画変更申請がなされました。

周辺農地に対する影響は、これまで被害の報告もなく、問題ないと思われます。

以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。

質問、意見がありましたら、挙手をお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長 質問、意見がありませんので、採決いたします。

議案第９号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。

◎議案第１０号

議 長 日程第５、議案第１０号 農地利用最適化推進委員の委嘱についてを議題といたします。

事務局より提案の理由の説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第１０号 農地利用最適化推進委員の委嘱について、提案理由を説明します。

本議案は、農地利用最適化推進委員の水野聡氏が令和６年１２月３日付で辞任し、欠員となったため、新たに白駒等氏を委嘱したく、農業委員会等に関する法律第１７条第１項の規定により議決を求めるものでございます。

任期は、令和７年９月３日から令和８年７月１３日でございます。

白駒等氏は西栗倉在住で、水稻を中心とした農業経営を行っている農業者であるとともに、地域の農業の活性化に、農業再建活動などにも取り組み、農業への造詣も深く、清和地区自治会連絡協議会からの推薦もあり、農地利用最適化推進委員に適任であると考えております。

よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。

質問、意見がありましたらお願いします。

（発言する者なし）

議 長 質問、意見がありませんので、採決いたします。

議案第10号について、賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、原案のとおり委嘱することを決定いたします。

◎議案第11号

議長 日程第6、議案第11号 地域農業経営基盤強化促進計画の変更に対する意見についてを議題といたします。

初めに、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第11号について御説明いたします。

議案書その2を御覧ください。

君津市長から、農業経営基盤強化促進計画の計画変更案について意見を求められております。

計画の変更地区は、小糸地区、清和地区、小櫃1、小櫃2、上総地区です。

変更の内容は、目標地図に位置づける農地及び農業を担う者の変更です。

位置図につきましては、会場後ろのテーブルの上にありますので、御覧ください。

3、計画の概要。

議案書その2の1ページを御覧ください。

小糸地区の3、計画の変更概要。

(1) 対象となる農地面積及び筆について。

対象となる農地は719万4,900平方メートル、8,400筆から718万9,000平方メートル、8,385筆となります。

主な変更理由としては、太陽光発電施設等が計画されたことからです。

(2) 目標地図に位置づける農業を担う者。

356名、345万100平方メートルから365名、344万3,300平方メートルとなります。

主な変更理由としては、新たに貸借する農業者が増えたことからです。

22ページを御覧ください。

清和地区の3、計画の変更概要。

(1) 対象となる農地面積及び筆について。

対象となる農地が413万5,200平方メートル、6,770筆から413万3,400平方メートル、6,767

筆となります。

主な変更の理由としては、太陽光発電施設等が計画されたことからです。

(2) 目標地図に位置づける農業を担う者。

215名、115万4,700平方メートルから221名、115万1,000平方メートルとなります。

主な理由としては、新たに貸借する農業者が増えたことからです。

37ページを御覧ください。

小櫃1の3、計画変更概要。

(1) 対象となる農地面積及び筆について。

対象となる農地が407万9,700平方メートル、5,483筆から407万6,600平方メートル、5,474筆となります。

主な変更理由としては、太陽光発電施設等が計画されたことからです。

(2) 目標地図に位置づける農業者を担う者。

260名、287万7,400平方メートルから268名、298万1,200平方メートルとなります。

主な変更理由としては、新たに貸借する農業者が増えたことからです。

55ページを御覧ください。

小櫃2、3、計画の変更概要。

(1) 対象となる農地面積及び筆について。

対象となる農地が353万8,600平方メートル、4,749筆から353万8,300平方メートル、4,752筆となります。

主な変更理由としては、登記地目の変更等があったことからです。

(2) 目標地図に位置づける農業を担う者。

246名、214万5,200平方メートルから252名、239万6,300平方メートルとなります。

変更の理由としては、新たに貸借する農業者が増えたことからです。

75ページを御覧ください。

上総地区の3、計画の変更概要。

(1) 対象となる農地面積及び筆について。

対象となる農地が996万800平方メートル、1万8,388筆から992万3,900平方メートル、1万8,362筆となります。

主な変更の理由としては、太陽光発電施設等が計画されたことからです。

(2) 目標地図に位置づける農業を担う者。

506名、212万800平方メートルから533名、223万200平方メートルとなります。

主な変更の理由としては、新たに貸借する農業者が増えたことからです。

以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。

質問、意見等がありましたらお願いします。

(発言する者なし)

議 長 質問、意見がありませんので、採決いたします。

議案第11号について、意見がないものと決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

議 長 ありがとうございます。

挙手多数でございますので、本案は、意見はないものとして市長に回答いたします。

◎報告第1号ないし報告第13号

議 長 日程第7、報告第1号ないし第13号について。

報告第1号ないし第4号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、報告第5号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、報告第6号ないし第13号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、事務局長専決により書類を受理いたしました。

ただいまの報告第1号ないし第13号について、質問、意見等がありましたらお願いいたします。

(発言する者なし)

◎閉 会

議 長 以上をもちまして、令和7年第9回君津市農業委員会総会に付議されました議案及び報告については終了いたしました。

以上で閉会といたします。

なお、次回の令和7年第10回農業委員会総会は、令和7年10月6日月曜日に市役所5階大会議室にて、午後2時から開催する予定でありますので、よろしくお願いいたします。

(午後2時33分)